

教育委員會設置規則

公正な民意により地方つとり教育について公正の実情に即した教育行政な民意を反映し教育の自己を行い教育本来の目的を主性を確保し教育行政の達成することを目的とし地方分権を行うために昭て十一月一日蒲生町教育和二十三年十一月一日に委員会設置さる（蒲生町發足した
役場）

概況を列記し町民各位の御理解と御協力を懇願します。

國民の一人一人が心身共に健全であるか否かは正に日本國が近代文化國家として榮え國際社會の名譽ある一員として世界の福祉と繁栄に寄與し得るか否かのかぎである。してその基礎を倍う任務を教育が背負つてゐる。教育委員会はこの教育の任務を達成するため全國津々浦々の市町村都道府県に設けられる行政機關である。

教育委員会制度は主權の國民に存することを宣言して民主々義の根本原理をうち樹てた新憲法にの

昭和二十三年度は全國の都道府県と大阪京都横浜名古屋神戸の五大市のみが教育委員会を設置すべきものとされ其の他の市町としましても十一月一日教育委員会の設置をみた次第である

全國の市町村に委員会が設置されることとなり當日教育委員会の法的性格であり且つ合議制の独立機關である委員会は從来地方公共團體が処理した教育關係の一切の事務を處理するものであるした

府町村はその隨意に任せら
れ昭和二十一年度までに地方公共團體の行政機關全地方公共團體はこれを設置することとされたそ

の後市町村に設けることの適否についていろいろく
意見が現われ充分研究し

委員及事務局職員左の如し
蒲生町教育委員会
委員長 山口正実 宮代治志
副委員長 山村実和
全委員 全教育委員会
記書長 全教育委員会
中小学校園永山
朝村島尾
朝倉田島
朝倉和清宗數
朝倉和清宗數
朝倉和清宗數
朝倉和清宗數

た上で最も有効適切に設置する方途を見出すこととされ昭和二十五年の期限を昭和二十七年十一月まで延期され第十三回第十四回国会に於ても重大になる政治問題の一つとなつたが結局現行法に基き議決を経なければならぬ育委員會と議会の關係はちようど知事市町村長と議会との關係と同様であつて団体としての意思決定をする場合法令上議会

としての任期中である
但し今回は設置當初の
爲公選委員の任期は四
年で二名二年で二名の
二種類あり

三 教育委員会の組織

1 委員

イ数……市町村に置かれる教育委員會は五名の委員で構成される（五名の内四名は公選委員一名は議会選出委員）

ロ 任期……公選に依る委員は四年で一年毎にその半數を改選する議会選出の委員の任期は議員

いし臨時会は特定の事件について必要がある場合その事件に限つて審議するため臨時に招集する会議

へ委員長と副委員長

委員の互選に依り委員長副委員長各一名を選挙しなければならない

3 教育委員会事務局の長たる職務

4 事務局

教育委員会にはその職務権限に属する事項を処理させる爲め事務局

るときは委員長は三日前までに日時場所及會議に付議する事項を告示して召集する會議は原則として在任委員の半数以上が出席委員の三分の一以上で議決したときは秘密会とすることが出来る議事は出席委員の過半数できめる

会議の議長となつて議事を主宰する者である副議長は委員長を助け委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときその職務を行う委員長副委員長の任期は一年とする但し再選されることがある

3 教育委員会事務局の長
たる職務

4 事務局

教育委員会にはその職務権限に属する事項を処理させる爲め事務局

第四條に定める権限を行使する為左に提げる事務を行う

- 1 学校その他教育機關の設置管理及廢止に関すること
- 2 学校その他教育機關の用に供し又わ用に供するものと決定した財産（教育財産という以下同じ）の取得管理及び処分に関すること

の事務局長として事務を總括し職員を指導監督する事務局には教育長の職務を補助するため必要な職員を於かなければならぬ事務局職員の定数は條例で定めその任免は教育長の推薦によつて教育委員会がこれを行う

の敷地の計定及び變更
並びに校舎その他の建物
の營繕保安の計畫及
その実施に關すること、
7 教具その他の設備整備
に關すること
8 教育委員会規則の制定
又は改廢に關すること
9 教育委員会の所掌に係

| | | | | |
|---|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 15 | 14 | 1312 | 11 | 10 |
| 厚生課職員校社に關する事務のための契約 交牛幼員長の長会教敎事務のための基本財 のに兒並教研員修員そに關する事務のための契約 關のび保健員そに牛他教職員の管理に 建する事と徒兒童及ば する事と | 教育目的のため基本財 産及び積立金の管理に する事と | 教育目的のため基本財 産及び積立金の管理に する事と | 教育目的のため基本財 産及び積立金の管理に する事と | 教育目的のため基本財 産及び積立金の管理に する事と |



場造正所
役録町
生神内
蒲石竹
蒲生町
野田印刷
印刷所

がつて従来の地方公共団体の教育關係の部課のごとく知事市町村長の直接の指揮命令を受けない独立の行政機關である教育委員会はあくまでも地方公共団体の行政機關であつて合議制はとつてゐるが意思機關これら議會には

々の委員が単独に自分だけの考へで隨時に教育行政を行ふものでない

教育長の性格
教育長は教育長の免許
状を有するもので任期
は四年で教育委員会に

- 3 教科内容及びその取扱に關すること
- 4 教科用図書の採擇に關すること

火災防止と建物共済

天高く馬肥ゆる候となは多いのですから寝る前ましまして空氣も乾燥して必ず火の始末をなしへケ火災の記事は絶対に載らる消火用水の準備も怠つないといい切れる人は恐らく一人も居ないと思想の家ともなりますと万災も本県では安外多いよ人が万人自分の家は絶対うですからこのようないえ不思議ではあり事をよく氣をつけて頂きません消防団でも火災予防運動に大童となつて末然防止に懸命となつて居ますが空気が乾いていて風の強い時は大火になり吸穀をするときやこたつとか野良に行く時は取灰馬は完全に後始末してあるかどうかをもう一度念を入れて見るとか或はかまどにどこか故障がありますが常日頃よく気を附ける心掛が大切であります又火災は眞夜中におこる例

の家ともなりますと万石が完遂しなければ出

て万一火災ともなればそ

の日のうちにお金が貰え公

示を受けました、尙義務

が二十日開催され當町

は供出割当量は三、九六

二石の義務供出割當の指

がありましたが、この三、

始良郡の町村別割當

が二十九日開催され當町

は供出割當量の他に超過供

出期待量六三四石、指示

がありましたが、この三、

尚本県の供出期限は昭和

蒲生町義務供出割当数量

超過供出期得数量六三四石

始良郡の町村別割當

が二十九日開催され當町

は供出割當量は三、九六

二石の義務供出割當の指

がありましたが、この三、

始良郡の町村別割當

が二十九日開催され當町

は供出割當量の他に超過供

出期待量六三四石、指示

がありましたが、この三、

始良郡の町村別割當

が二十九日開催され當町

麦作の播種期について

麥の播種期に就いて昨年は米丸の原口早満氏、昨年は川東の瀬ノ口勇藏氏に播種期を試験致して居まりす。昨年は第一回を十月十二日一昨日は十一月十二日やつて十日毎には薄蒔きでだん／＼播種量を増して行つて居ります。播いて居ります早いものは薄蒔きでだん／＼播種量を増して行つて居ります。第一回が一番成績が良いです。然し之は普通栽培であります。然しが早蒔きは薄くやれば增收すると私の体験では思ひます。

県の播種期標準は平担地で十一月下旬山手で十一月中旬になつて居ります。此の短い十日間が麦作の成功の鍵とされて居りますので本年は水稻の收護が遅れましたので播種の遅れない様に努力が願いたい例年でも一般に勝ちですから殊に注意願ひます。麦種の時期は水稻となり二、三日で麦の發芽は多くなり生育に影響致します。

年内に一回く見ずしての中耕の出来る麦作ならば決して七八斗の麦は出来ないと思ひます。

播種にあたつては裸麦を先に小麦は後に播く様に之に対しての科学的な問題は紙面の關係で略します。

種類と品種

士地の良い処に裸麦を惡

い処には小麦を播くと
です品種の早晚は間作後
考へて決定すべきであり
又锈病や雨ぐされ病が多い
ので耐病性の強い品種
を選ぶことや又種から伝
染する病氣に対する種子
消毒は充分励行すること
が必要です

一二メカリ二メ匁で土地
により幾分異なりますが
之が二石五斗收穫に対す
る小麦の最度施用量と算
定して居ります裸麥は小
麥の二割五分減位の標準
になります
こがねみづほ等化成肥料
は小麥で二〇メ位

これは是非読みませう

加里は堆肥の質によります
が屋外堆肥又は屋外荒
積を材料とする堆肥は加
里分は雖疏亡したかすの
堆肥であるのでこのよう
な堆肥を使ふたものは加
里肥料ば窒素磷酸質肥料
成分の半分位使はねばな
らないと思ひます

麦作に ついて



火災防止と建物共済

天高く馬肥ゆる候となは多いのですから寝る前ましまして空氣も乾燥して必ず火の始末をなしへケ火災の記事は絶対に載らる消火用水の準備も怠つないといい切れる人は恐らく一人も居ないと思想の家ともなりますと万災も本県では安外多いよ人が万人自分の家は絶対うですからこのようないえ不思議ではありますから不思議でいります。ところがこれが自チその他火遊びによる火に焼けないと信じ切つてとは嚴重に注意をする必要もあります。これらの人々が万人自分の家は絶対うですからこのようないえ不思議ではありますから不思議でいります。これをよく氣をつけて頂き要もあります。これらの事も本県では安外多いよが萬人自分の家は絶対うですからこのようないえ不思議ではありますから不思議でいります。これらの方々は殆んど加入し部に誤解している方もありません。始良郡でも栗野の農米の自由販賣について一隻の船で運んでいます。只今農林省が全國の農家に提出する第三会農家建物共済加入促進運動期間中の加入に対し一戸当たり四万円毎に抽籤券一枚進呈することにして抽籤で蒲生町は加入率が低児島県の義務供出量二五〇石をもお金が貰えるという誠意で新しく正月を御迎え下さる様望んで止みます。

て万一火災ともなればその日のうちにお金が貰え公表されましたが出来得るだけ本年中に供出をすますし火災だけでなく風災の記事は絶対に載らる消火用水の準備も怠つないといい切れる人は恐らく一人も居ないと思想の家ともなりますと万災も本県では安外多いよ人が万人自分の家は絶対うですからこのようないえ不思議ではありますから不思議でいります。これらの方々は殆んど加入し部に誤解している方もありません。始良郡でも栗野の農米の自由販賣について一隻の船で運んでいます。只今農林省が全國の農家に提出する第三会農家建物共済加入促進運動期間中の加入に対し一戸当たり四万円毎に抽籤券一枚進呈することにして抽籤で蒲生町は加入率が低児島県の義務供出量二五〇石をもお金が貰えるという誠意で新しく正月を御迎え下さる様望んで止みます。

蒲生町義務供出割当数量

三、九六二石

過去の供出割当数量など
過去の供出割当数量などを検討して得た我々の予想数量より下廻った割当
でありまして本年こそは農家の皆様に笑顔で供出して戴ける事と思ひます
尚本県の供出期限は昭和二石の義務供出割當の指

始良郡の町村別割當
が二十日開催され當町
は供出割當量は三、九六
二石の義務供出割當の指

示を受けました、尙義務

供出割當量の他に超過供

出期待量六三四石

指示

がありました、この三、

尚本県の供出期限は昭和

三、九六二石

が二十日開催され當町

は供出割當量は三、九六

二石の義務供出割當の指

がありました、この三、

尚本県の供出期限は昭和

三、九六